

議案第161号

議案名 宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 制定概要

# よりよい療育を目指して 福祉型児童発達支援センターとして一本化

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する  
条例の制定について

## 【子ども発達支援センター】

児童福祉法第4条第2項に定める身体及び知的などの障害のある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活並びに治療に係る支援を提供するために設置されている。

同法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター(やまびこ学園)、同条第2号に規定する医療型児童発達支援センター(すみれ園(診療所を併設))、及び、発達の遅れから早期療育が必要な児童に対し基本的な動作の指導等を行う施設(あそびっこ広場)のそれぞれに定員を設け、障害児通所支援や保育所等訪問支援など行っている。

## 1 条例改正の目的

(最近の傾向)

- やまびこ学園は、現在の定員に対し入園希望者全員が入園できず、市民ニーズが十分に達成されていない。
- すみれ園は、園児の減少傾向が年々続き、集団生活での療育への影響が懸念される。

【改正案】

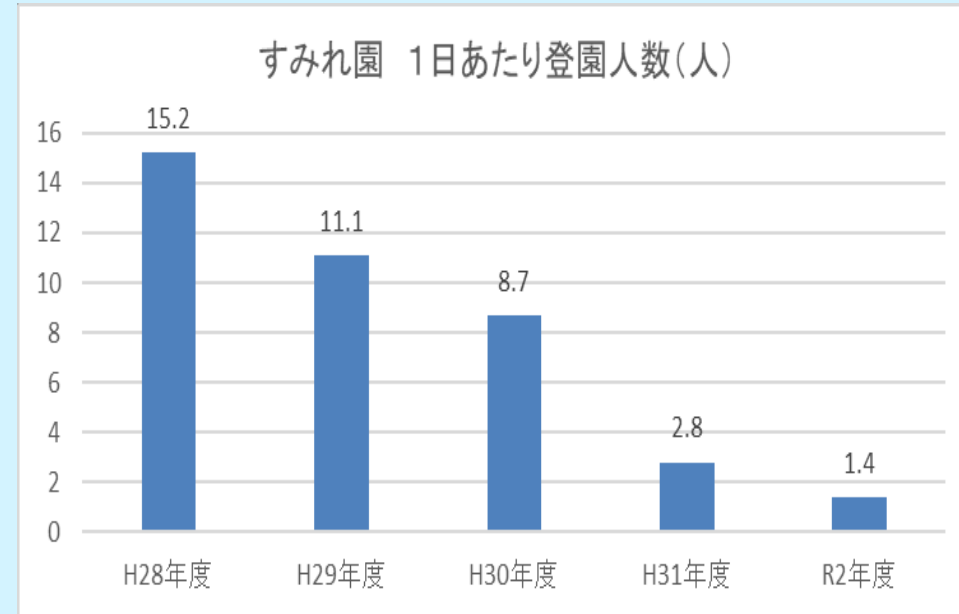
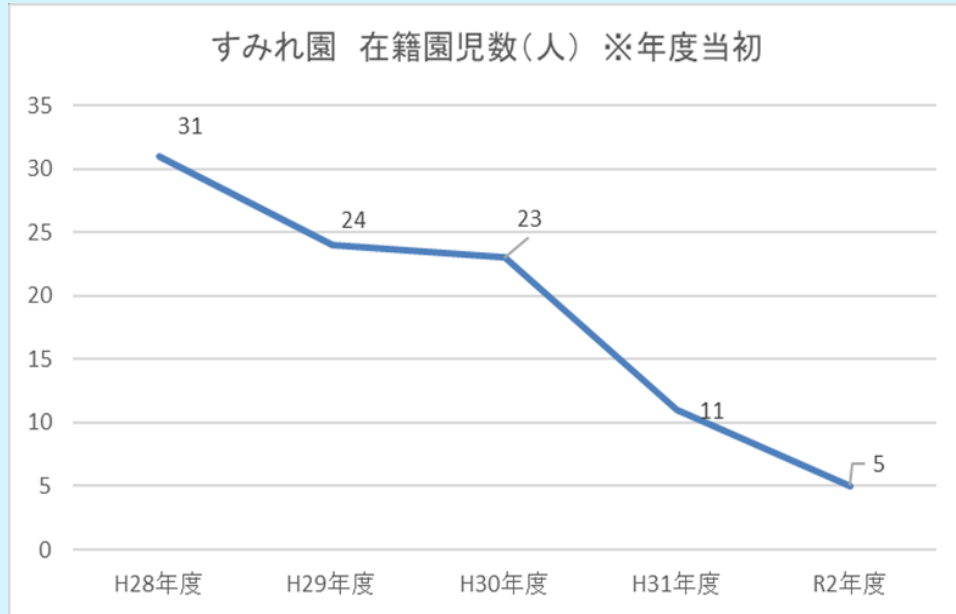
令和3年4月1日施行

市民ニーズ及び現状に合致した児童発達支援事業を実施するため事業を再編。

令和3年度からやまびこ学園、すみれ園、あそびっこ広場の3通園事業を、福祉型児童発達支援センターとして一本化するとともに、診療所を単独事業とし充実を図る。

## 2 現状及び課題

### すみれ園の状況



- すみれ園・・・在籍人数が急激に減少しており、集団での適応訓練が困難な状況となっている。  
(減少理由)保育所や幼稚園の並行通園、特別支援保育、民間の児童発達支援事業など、  
発達支援に係る選択肢が増え、保護者の就労希望や家庭環境等の変化も影響
- やまびこ学園・・・入園希望者が毎年定員を3～5人上回り、希望児童全員が入園できない。

### 3 改正の概要

やまびこ学園(福祉型児童発達支援センター)、すみれ園(医療型児童発達支援センター)、あそびっこ広場(児童発達支援事業)の3事業を、福祉型児童発達支援センターとして一本化、定員を50名とするとともに、併設している診療所を単独事業とする。(条例第3条)

	福祉型児童発達支援センター	医療型児童発達支援センター	児童発達支援事業
改正前 (3事業)	知的発達に遅れのある児童 (3歳児～5歳児)	体幹または上肢下肢に障害のある児童	早期療育 (概ね1歳から3歳まで)
	やまびこ学園	すみれ園(福祉、医療)	あそびっこ広場
	定員30人(1日利用)	定員40人(1日利用)	定員10人(1日利用)
改正後 定員50人 (1日利用)	福祉型児童発達支援センター(名称:子ども発達支援センター)		
	知的発達に遅れのある児童 (3歳児～5歳児)	体幹または上肢下肢に障害のある児童	早期療育 (概ね1歳から3歳まで)
	やまびこクラス	すみれクラス(福祉)	あそびっこクラス
	想定30～35人	想定5～10人	想定10人
診療所 (単独事業)	障害児リハビリテーション(診察、理学療法、作業療法、言語聴覚療法)		

## 4 改正の目的

### (1)改正による効果

#### ① すみれクラスの保育の充実

- 医療型では、園児は1日3限(1限40分)の時間割のうち、原則2限で保育とリハビリテーションを受けることとなる。  
福祉型に変わると、保育所や幼稚園と同様、登園からリハビリ、保育、給食などの療育を降園まで継続して行うことができる。
- 保育時間を長く設けることで排泄や着脱などの生活面も併せて丁寧に指導することや、個々のペースに合わせた療育や他のクラスとの保育交流を持つことも可能となる。
- 3歳児以上の園児については、単独登園の日数を増やし保護者の負担軽減及び児童の自立に向けての発達を促すなど保育を充実していく。

#### ② 柔軟かつ効果的なクラス編成

50人定員として一体化することにより、保育ニーズに合わせてクラス編成ができることにより、障碍の種別に関係なく、健診や相談事業から年齢の低い児童などを早期療育につなげていくことができる。

#### ③ 診療事業(障害児リハビリテーション)の拡充

現在の診療所を単独事業とすることで、これまで療育と並行稼働していたリハ職員が、診療業務のリハビリに専従することができ、障碍のある児童へのリハビリテーションの受入日数を増やすことが可能となる。

## (2)改正による主な課題と改善策

すみれ園の使用料について、福祉型児童発達支援センターに再編した場合、多くの保護者の使用料は現行と変更がないが、一部の方は変わることとなる。(条例第8条、附則)

この影響がある令和2年度の在園児に対し、激変緩和措置(令和3年4月～4年3月相当分)を実施する。

### ☞ 使用料について以下の対応を行う

- ① 通所支援に係る費用(附則第6項)・・3歳児以上は保育無償化のため変わらない ※費用負担は市民税所得割額に応じて上限あり  
医療型児童発達支援から福祉型児童発達支援(50人定員)に変更することで、利用単価が統一され、1日あたりの利用単価は374円から1,069円に変わる。この影響について激変緩和措置を実施する。
  - ・対象児童：無償化となった3歳児以上を除いた1、2歳児(令和2年度から継続して在籍)
  - ・児童発達支援センターで児童発達支援を受けた場合における令和元年度の「宝塚市児童福祉施設入所等費用の助成に関する要綱」が適用されたとみなす額(当該費用のうち市民税所得割額に応じて7割又は5割を助成)
- ② 医療費(リハビリ等)(附則第7項)・・乳幼児等医療受給対象者は変わらない  
医療型児童発達支援で交付されていた「肢体不自由児通所医療受給者証」の交付はなくなるため、この影響について激変緩和措置を実施する。
  - ・対象児童：乳幼児等医療受給者証の対象でない児童(令和2年度から継続して在籍)
  - ・改正後の子ども発達支援センター診療所で診療を受けた使用料を、改正前の医療型児童発達支援で交付されていた肢体不自由児通所医療受給者証の適用により受診する場合(2割負担→1割負担)と同じ基準とする。

※ その他、附則第2～4項は、改正前からの在園児にかかる同センターの利用の許可に関する事、第5項は、利用者へ3月使用料請求分がその翌月(4月)に行われる適用に関する事を、改正に伴い規定する。

# 5 参考

## (近隣市の状況)

	名 称	設置主体	福祉型児童発達支援センター	医療型児童発達支援センター	障害種別	診療所
			定員（うち、肢体不自由児）	定員		
伊丹市	子ども発達支援センター	公設公営	80（20）	廃止（H28.3）	知的、肢体、早期療育	○
西宮市	わかば園	公設公営	45	廃止（H27.8）	肢体、早期療育	○
	北山学園	公設民営	40		知的	
神戸市	ひまわり学園	公設公営	42（12）	廃止（H30.3）	知的、肢体	○
	のばら学園	公設公営	72（12）	廃止（H27.3）	知的、肢体	○
	まるやま学園	公設公営	92（20）	廃止（H28.3）	知的、肢体	○
尼崎市	たじかの園	公設民営		40	肢体	○
	あこや学園	公設民営	50		知的	
川西市	川西さくら園	公設民営	50（10）		知的、肢体、早期	
芦屋市	すくすく学級	公設公営	30		知的、肢体（3歳児～）	
三田市	かるがも園	公設民営	30			
宝塚市（現行）	やまびこ学園	公設公営	30		知的	
	すみれ園	公設公営		40	肢体	○
	あそびっこ広場	公設公営	10		早期療育	
宝塚市（改正後）	子ども発達支援センター	公設公営	50（5～10）	廃止（R3.3）	知的、肢体、早期	○